

News Release

TPP11 活用のための世界初[※]の無料ウェブサービス 「Trade Compass TPP」を6月4日より提供開始

自動車、電機、繊維、化学、鉄鋼、食品、医薬品、流通など様々な業界の大企業、中小企業が TPP11 の特惠関税を活用できるよう、ウェブベースの支援ツールを本日より提供

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社(本社:東京都千代田区 代表執行役社長:宋 修永 以下、DTC)は、TPP11(包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)の特惠関税の活用を支援する世界初[※]の無料ウェブサービス「Trade Compass TPP」(<https://www.tpp-deloitte-tradecompass.com>)を、6月4日より提供します。

「Trade Compass TPP」では、TPP11 の特惠税率・原産地規則の検索から、関税削減額の試算、原産性の判定、原産地証明書の作成まで、TPP11 を活用した場合のメリットの確認や、これを活用するための手続きをウェブサイト上で行うことができます。

サービスは日本語・英語の 2 か国語に対応しております。また、登録利用料は無料で、メールアドレスによりユーザー登録が可能です。加えて、TPP11 以外にも参加国間で適用できる FTA(自由貿易協定)について、PDF もしくは Excel のデータにて協定文、特惠税率及び原産地規則の情報を提供しています。

これまで DTC では、経済産業省事業「TPP 原産地証明制度普及・啓発事業」を受託し、TPP の特惠関税制度を活用するためのウェブシステムの開発・運用を、2016年3月から2018年3月まで行ってきました。このウェブシステムの開発・運用での知見を活用し、「Trade Compass TPP」のサービスを提供します。

【Trade Compass TPP(トレードコンパス TPP)の仕様】

- 対象国:** TPP11 参加国である 11 か国
(日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナム)
- 対象 FTA:** TPP11、日ベトナム EPA 及びオーストラリア・ペルー FTA など 32 の FTA
(TPP11 以外は協定文、特惠税率及び原産地規則の情報提供のみ)
- 適用言語:** 日本語及び英語
- 主要機能:**
- ① 「TPP 特惠税率・原産地規則検索」
輸出する物品に対する TPP11 の特惠税率と、これを利用するための条件である原産地規則について検索(図 2)
 - ② 「関税削減額試算」
TPP11 の特惠税率を適用した場合、これを適用しない場合(MFN 税率を適用)と比べ、どの程度関税支払額を削減できるか試算
 - ③ 「原産性判定」
輸出する物品に TPP11 の特惠税率が適用可能か、原産地規則に沿って判定
 - ④ 「原産地証明書作成」
TPP11 の特惠税率を適用するために必要な書類である「原産地証明書」を、ウェブ上で作成(図 3)

登録方法: Trade Compass TPP のウェブサイト上でのメールアドレスによる利用者登録
登録利用料: 無料
対応ブラウザ: 最新版の Google Chrome、Internet Explorer
URL: <https://www.tpp-deloitte-tradecompass.com>

関税の事業インパクトについては、「関税 3%は法人税 30%に相当する¹」と言われ、数パーセントの差であっても、企業の最終利益を大きく左右します。企業は、TPP11 など FTA の特惠税率を活用することにより、関税支払額を引き下げ、利益を創出することができます。

このように、FTA など通商ルールの対応の巧拙は、企業の競争力・収益性に甚大な影響をもたらす一方、FTA の利用状況は大企業で利用率が 6 割、中小企業では 4 割程度に留まり²、さらなる FTA の活用が求められています。

DTC は、今回無償で提供を開始する「Trade Compass TPP」を通じて TPP11 利活用のメリットを実感いただき、FTA の活用が進展することを支援してまいります。

なお、DTC では、通商課題解決支援サービス「Trade Compass[®]」を有料で提供しています。

「Trade Compass[®]」では、アジア、北米、欧州など約 50 か国³間で締結された FTA を対象に、MFN 税率(FTA を適用しない場合に適用される、ベースとなる関税率)や、適用可能な FTA、特惠税率(現在及び将来税率)、原産地規則などを検索することができます。また、これら FTA を活用した場合の関税削減額の試算や、最適調達ルート分析、複数国間での関税分類コード(HSコード)の比較、貿易額の推移についても分析する機能を搭載しています。TPP に限らない、幅広い FTA 活用を検討される方にとって「Trade Compass[®]」はより便利なサービスとなっています。

「Trade Compass[®]」のサービスの詳細については、以下 URL よりご確認ください。
www.deloitte.com/jp/compass

※ TPP11 について特惠税率・原産地規則検索から原産性判定、原産地証明書作成まで一貫して提供する無料ウェブサービスとして世界初(2018年6月4日現在 デロイトトーマツコンサルティング調べ)

(図 1) Trade Compass TPP トップページ



¹ 関税が売上原価に課される一方、法人税が税引前利益に対して課されることから、売上原価と税引前利益が 10 倍違う場合、関税率 3%での関税額は、法人税率 30%での法人税額に相当すると言えます。

² JETRO「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(2017 年 3 月)」

³ 日本、ASEAN 諸国、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、メキシコ、EU 加盟国、スイス、チリ、ペルーの 50 か国(2018 年 6 月現在)

(図2) 「TPP 特惠税率・原産地規則検索」のイメージ



Trade Compass TPP

各種サポート ▾

🔍 TPP特惠税率・原産地規則検索
📄 関税削減額試算
📍 原産性判定
📄 原産地証明書作成

TPP特惠税率・原産地規則検索結果詳細

日本語
ENGLISH

HSコード (関税分類) / 品名 (日本以外の輸入国では英語表記)	輸出国	輸入国
<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; margin: 0;">2009.81.110</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">1 砂糖を加えたもの;(1)しよ糖 (天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの ⓘ</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ベトナム </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 日本国 </div>

原産地規則

基準種類 ⓘ	原産地規則説明 ⓘ
CC	第2009.50号から第2009.81号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

※WO (完全生産品) とPE (原材料のみから生産される産品) に該当する場合は、品目別原産地規則を満たす必要はありません。
「原産地規則一覧」のリンクをクリックし原産地規則一覧を確認するか、「原産性判定を行う」ボタンをクリックして原産性判定へ進み基準をご確認ください。

● [原産地規則一覧](#)

原産性判定を行う

関税率詳細

種類	適用タイミング	税率	注釈
TPP	Year1 (発効日)	19.1%	-
MFN	-	23%	-

関税削減スケジュール

TPP
 MFN

グラフ
表



10年間
30年間

TPP以外の締約済の協定 (TPPより税率が低い場合があります)

- [日本国 - アセアン FTA \(AJCEP\)](#)
- [日本国 - ベトナム FTA](#)

(図3)「原産地証明書」の出カイメージ

SAMPLE

TPP - Trans-Pacific Partnership
CERTIFICATION OF ORIGIN

<p>1. CERTIFIER Name, address, country, telephone and e-mail address</p> <p>Deloitte Tohmatsu Tokyo, Japan Tel. 123-456-7890 e-mail: deloitte@tohatsu.co.jp</p> <p>Certifier is: Producer</p>	<p>2. PRODUCER Name, address, country, telephone and e-mail address</p> <p>Various</p>
<p>3. EXPORTER Name, address, country, telephone and e-mail address</p> <p>Deloitte Consulting Osaka, Japan Tel. 987-654-3210 e-mail: deloitte-japan@consulting.co.jp</p>	<p>4. IMPORTER Name, address, country, telephone and e-mail address</p> <p>ABC Manufacturing XXX, Canada Tel. 000-111-2222 e-mail: abc@sample.com</p>

5. DESCRIPTION AND HS TARIFF AND CLASSIFICATION OF THE GOODS

#	DESCRIPTION	HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION ¹	INVOICE NUMBER ²	BLANKET PERIOD ²	
					STARTING DATE	ENDING DATE
1	Brake Linings And Pads	HS 6813.81	TPP Article 3.2(c)		2018/05/31	2019/05/31
2	Wiring clip X1	HS 8302.30	TPP Article 3.2(c)		2018/05/31	2019/05/31
3	Bumper RW	HS 8708.10	TPP Article 3.2(c)		2018/05/31	2019/05/31
4	Bumper RX	HS 8708.10	TPP Article 3.2(c)		2018/05/31	2019/05/31
5	Brake lining	HS 8708.30	TPP Article 3.2(c)		2018/05/31	2019/05/31
6	Drive-axles	HS 8708.50	TPP Article 3.2(c)		2018/05/31	2019/05/31
7	Suspension Shock Absorber	HS 8708.80	TPP Article 3.2(c)		2018/05/31	2019/05/31
8	Radiator	HS 8708.91	TPP Article 3.2(c)		2018/05/31	2019/05/31

¹ TPP Article 3.2(a): a good is wholly obtained or produced entirely in the territory of one or more of the Parties.
 TPP Article 3.2(b): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties, exclusively from originating materials.
 TPP Article 3.2(c): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties using non-originating materials provided the good satisfies all applicable of Product-Specific Rules of Origin.
² Optional

6. AUTHORIZED SIGNATURE AND DATE

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

NAME AND SIGNATURE Tohmatsu Taro

DATE 2018/05/31

<報道機関の方からのお問い合わせ先>
 (デロイトトーマツ コンサルティング合同会社) 広報担当 高橋、青堀
 (デロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社)
 Tel: 03-5220-8600 Email: DTC_PR@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited